

相 談 事 例

ID：04-01-004

相談タイトル

抵当権抹消手続きについて

Q：ご相談内容

住宅ローンを完済した場合、抵当権を抹消することが出来ると思いますが、その方法を教えてください。

A：回答

抵当権抹消登記は、土地・建物の所有者（登記権利者）と抵当権者（登記義務者）が申請書を作成して、共同で提出します。尚、登記申請書には、下記の書類を添付します。

抵当権の登記済証（法務局の登記済の印が押されている抵当権契約書等）
原因証書（解除証書・弁済証書等）
抵当権者が法人の場合は、その代表者の資格証明書又は登記簿謄本（いずれも3か月以内に作成されたもの）
抵当権者の商号が変更され、又は本店が移転している場合は、その変更の経緯を証明するもの。
抵当権者が作成した抵当権抹消の委任状

登記申請書の作成方法等の詳細については、管轄法務局あて電話で問い合わせてください。